

町の魅力発見！

観光フォトコンテスト作品募集中

町観光協会では、町の魅力を再発見し、アピールするため、観光フォトコンテストを行います。町内の自然風景・名所、旧跡、行事・イベント風景、産業や暮らしの風景など、町の魅力ある作品を募集しています。

応募内容

・佳作 10点
・佳作 10点
(賞品等)

ご自身が撮影した未発表のもので、1人3点まで

発表

撮影期間

平成26年1月1日(水)～
平成27年1月20日(火)

入賞者には直接通知し、町ホームページでも発表します。

応募方法

(平成27年3月上旬予定)

規定のサイズの用紙にプリントし、町観光協会へ持参してください。

応募期限

平成27年1月30日(金)
午後5時

審査

・最優秀賞 1点
(賞金・副賞等)

・特別賞 1点
(賞金・副賞等)

・優秀賞 5点
(賞金・副賞等)

・入選 10点
(賞品等)

◆応募・問い合わせ

町観光協会(産業振興課内)
☎(84)1215



農業振興地域整備計画の変更に関する相談

農業振興地域の農用区域内の農地を農地以外の用途に変更する場合、転用手続きの前に農業振興地域整備計画の変更(農振除外)手続きが必要となります。

農地法の改正で農業振興地域整備計画の変更(農振除外)は厳格化され、農地を直接農業に係るもの以外に開発することは厳しく制限されています。また、両総用水受益地と土地改良事業等完了後8年未経過の農地は、直接地域農業の振興を図る目的での施設の建設以外は除外できません。

やむを得ない理由でその土地を開発しなければならない場合もあることから、期間を定め農業振興地域整備計画の変更に関する相談を受け付けます。

相談受付期間 12月1日(月)～15日(月)
※土・日曜日を除く。

◆受付・問い合わせ

産業振興課振興班 ☎84-1215

農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更

町では、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直し作業を進めてきました。

この見直しに対し、9月29日に千葉県知事から同意を得られたことから、同月30日に基本的な構想を変更しました。今回の変更では、都道府県ごとに設置され、農地の利用集積や集約化を行う「農地中間管理機構」や新たな農業の担い手の確保を目指した「青年等の就農支援」に関連する事項を盛り込み、農業従事者の所得や労働時間の目標数値、またその目標の達成に向けた営農類型ごとの農業経営指標、農用地の利用集積に関する目標などを変更しました。町は、変更した構想に基づき、認定農業者や認定就農者、農業生産法人など農業の多様な担い手の育成や確保、また農地中間管理事業をはじめとする農業経営基盤強化のための支援策を実施していくことになります。

◆問い合わせ

産業振興課農政班 ☎84-1215

ご存じですか？労働委員会
雇用トラブルまず相談！

○パワハラを受け会社の相談窓口に行ったが、相手にされない。
○続けて働けると思ったが、雇い止めされた。
○社員を解雇したら、解雇を不服とした金銭補償を求められる内容証明郵便が届いた。

千葉県労働委員会では、当事者間で自主解決が困難な場合に、『個別的労使紛争のあっせん』を行っています。また、安定した労使関係が築かれるよう労働組合と使用者の労働争議の調整も行っています。
※労働者、使用者のどちらからの申請も受け付けます。
※簡単な手続き・非公開・費用無料

◆問い合わせ

千葉県労働委員会事務局
☎043(223)3735